

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【子ども家庭局子育て支援部こども若者成育課】2
- 徴収事務の委託（4件）【都市整備局河川公園部公園管理課】3
- 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関の指定【保健福祉局保健所難病相談支援センター】7
- 行旅死亡人の告示【保健福祉局地域共生社会推進部保護課】8
- 徴収事務の委託【産業経済局総務政策部産業政策課】9

◇ 公 告

- 農用地利用集積計画【産業経済局農林水産部農林課】10
- 特定調達契約の相手方の決定【総務市民局総務部法制課】11

北九州市告示第197号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定により、北九州市立玄海青年の家、北九州市立もじ少年自然の家、北九州市立かぐめよし少年自然の家及び北九州市立ユースステーションにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年4月18日

北九州市長 武内和久

施設の名称	受託者		委託期間
	名称	住所	
北九州市立 玄海青年の家	玄海グリーン&アドベンチャー共同 企業体 代表者 太平ビルサービス 株式会社北九州支 店 支店長 森川 純二	北九州市小倉北区堺 町一丁目6番15号	令和6年4月 1日から令和 7年3月31 日まで
北九州市立 もじ少年自 然の家	玄海グリーン&アドベンチャー共同 企業体 代表者 太平ビルサービス 株式会社北九州支 店 支店長 森川 純二	北九州市小倉北区堺 町一丁目6番15号	
北九州市立 かぐめよし 少年自然の家	玄海グリーン&アドベンチャー共同 企業体 代表者 太平ビルサービス 株式会社北九州支 店 支店長 森川 純二	北九州市小倉北区堺 町一丁目6番15号	
北九州市立 ユースステ ーション	ユースの未来共同 事業体 代表者 関 宣昭	北九州市八幡東区東 田二丁目5番7号	

北九州市告示第198号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定により、北九州市立老松球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年4月18日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
朝日建物管理株式会社 九州支店	北九州市小倉北区室町 一丁目1番1号	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

北九州市告示第199号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定により、北九州市立萩ヶ丘球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年4月18日

北九州市長 武内和久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
コナミスポーツ株式会社	東京都品川区東品川四丁目10番1号	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

北九州市告示第200号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定により、北九州市立岡田球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年4月18日

北九州市長 武内和久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社スピナ	北九州市八幡東区平野 二丁目11番1号	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

北九州市告示第201号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定により、北九州市立大池球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年4月18日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社スピナ	北九州市八幡東区平野 二丁目11番1号	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

北九州市告示第202号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項の規定により指定医療機関の指定をしたので、同法第24条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月18日

北九州市長 武内和久

1 医科

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
きよみず耳鼻咽喉科クリニック	北九州市小倉北区清水二丁目11番15号	令和6年3月1日
在宅クリニックらぼーる	北九州市戸畑区天神二丁目3番21号	令和6年4月1日
医療法人安田循環器科内科クリニック	北九州市小倉北区三郎丸一丁目7番5号	令和6年4月1日

2 薬局

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
別院通り薬局南店	北九州市門司区柳原町3番19号	令和6年4月1日
りんどファーマシー	北九州市八幡西区下上津役四丁目22番6号	令和6年4月1日

3 訪問看護ステーション

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションフィット	北九州市八幡西区本城東六丁目12番24号	令和6年4月1日
サニー訪問看護ステーション小倉	北九州市小倉南区湯川新町一丁目5番48号エスポワール堀101	令和6年4月1日

北九州市告示第203号

次のとおり行旅死亡人を取り扱った旨報告を受けたので、心当たりの方は、直接取扱者まで申し出てください。

令和6年4月18日

北九州市長 武内和久

- 1 氏名
不詳
- 2 本籍及び住所
不詳
- 3 性別及び年齢
(1) 性別 男
(2) 年齢 50歳代以上と推定
- 4 特徴
頭蓋骨のみ
- 5 着衣等
無し
- 6 死亡年月日
令和3年頃(推定)
- 7 死因
不詳
- 8 死体発見の日及び場所
(1) 死体発見の日 令和6年3月7日
(2) 死体発見の場所 北九州市八幡東区河内一丁目7番2号、北九州市立河内小学校から北方約1.2キロメートルの雑木林
- 9 死体の措置
身柄の引取者が見つからないため、火葬に付し、遺骨は、北九州市において保管
- 10 取扱者
北九州市八幡東福祉事務所長
野瀬昌弘

北九州市告示第 204 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、地域総合整備資金の貸付金の償還金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 18 日

北九州市長 武内和久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
一般財団法人地域総合整備財団	東京都千代田区麹町四丁目 8 番 1 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

北九州市公告第 2 6 7 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）
附則第 5 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、次のとおり
公告する。

令和 6 年 4 月 1 8 日

北九州市長 武 内 和 久

（掲示により別紙省略）

北九州市公告第 268 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 18 日

北九州市長 武内和久

- 1 特定役務の名称及び数量
メールセンター管理運營業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市総務市民局総務部法制課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 6 年 3 月 22 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
西鉄運輸株式会社北九州支店
北九州市小倉北区西港町 6 2 番 2 号
- 5 契約金額
3,999 万 9,960 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に該当するため